

特集

ワーク・ライフ・
バランスの推進

企業における子育て支援の推進

石川県健康福祉部少子化対策監室

一 はじめに

本県では、働く女性が多く、早くから保育サービスの充実に取り組み、延長保育や休日保育、乳児保育など多様なニーズに対応するため、県独自の助成制度を国に先駆けて創設してきました。また、保育所の普及率も全国トップクラスであり、「子育て先進県」との評価もいただいているところです。しかしながら、本県の合計特殊出生率は、全国の出生率を上回って推移しているものの、平成十七年には一・三五と過去最低を更新し、その後、平成十八年が一・三六、平成十九年が一・四〇、平成二十年が一・四一と、ここ三年連続してわずかに上昇していますが、依然として人口を維持・増加させるために必要な水準を大きく下回っています。さらに、日本海側の県で唯一、戦後一貫して増加してきた人口も、平成十七年の国勢調査において、減少に転じるなど、本県においても少子化は着実に進行しています。

子育てについては、さまざまな不安が指摘されていますが、これまで本県が行った県民意識調査などから、四つくらいの不安に集約されるものと考えています。一つは、子どもを産むと仕事を辞めなければ

ならないといった、仕事と子育てが両立できるかどうかの不安。二つ目には、どうやって子育てしてよいか分からない。また、子育てについて相談する人もいないといった、子育ての精神的な不安。三つ目には、子どもを産む前後の母子の健康や医療の不安。四つ目には、子どもを育てていく上で教育費など多くのお金がかかるという経済的な不安。こうした不安に対して、きめ細かな対策を講じ、その解消に努めることが重要であると考えています。特に、少子化対策が焦眉の急である今、仕事と子育ての両立に対する不安を解消することが大変重要な課題であることから、ワークライフバランスを少子化対策の重要な柱の一つと位置付け、その実現に向け鋭意取り組んでいるところです。

二 子育て支援に対する企業の役割

これまで子育て支援については、行政や保育所が中心となって担ってきましたが、今日、ワークライフバランスや企業の社会貢献の議論が盛んになってきており、特に企業による子育て支援が今後のキーポイントになるものと考えています。今、企業の環境ISOが広く普及していますが、十年ぐらい前ま

では、これを取戻しようとする企業は少なかったと思います。環境ISOがここまで普及したのは、環境問題に取り組む企業が社会的に評価されるようになったからです。子育て支援も、これに取り組む企業が社会的に評価されるようになる仕組みをつくれれば、そのことがきっかけとなり、企業同士がそれぞれ子育て支援を競い合うことで、子育て家庭にメリットをもたらす。と同時に、企業にとってもさらなる社会的評価につながるというメリットをもたらす。一層の子育て支援につながる。こうした好循環が生まれるのではないかと考えています。企業による子育て支援には、「従業員に対する仕事と家庭生活の両立支援」と「地域の子育て家庭に対する支援」という、言わば内と外の両面での支援が求められており、今後は、この二つが車の両輪のような形となっており、共に取り組んでいくことが企業にとって望ましい姿であると思っています。

三 ワークライフバランス推進の主な取組み

本県では、ワークライフバランスを推進するため、企業におけるワークライフバランスの抛り所となる一般事業主行動計画の策定促進、ワークライフバランスに取り組む企業が社会的に評価される環境づくり、そしてワークライフバランスに対する社会的気運の醸成、こうした課題に対し、さまざまな取組みを推進しています。

(一) 中小企業における一般事業主行動計画の策定促進
次世代育成支援対策推進法に基づき、平成十七年

四月に従業員三百一人以上の大企業に対して、従業員の仕事と家庭生活の両立が図られるようにするための雇用環境の整備等について定めた一般事業主行動計画の策定が義務付けられました。しかしながら、本県では中小企業が多いことから、「いしかわ子ども総合条例」に基づき、平成二十年四月から、全国に先駆け、従業員百人以上三百人以下の企業に対し、一般事業主行動計画の策定を義務付けました。そして義務付けした中小企業に対しては、アドバイザー（社会保険労務士）の派遣や県担当職員が個別に企業訪問するなどの策定支援を行う、言わば、量の確保に重点を置いた取組みを進めた結果、現在では、従業員百人以上のほぼすべての中小企業において行動計画を策定いただいております。本県の行動計画の策定率は全国一位となっております。

また、行動計画を公表するということは、企業間のワークライフバランスの取組みの競い合いにつながるると同時に、個々の企業においても、まさに「有言実行」の意識がより醸成されることが期待され、ワークライフバランスの推進に非常に有効であることから、本県では、平成十七年から、国に先駆けて、行動計画の概要を公表する企業を「ワークライフバランス企業」として県のホームページで紹介したり、さらには、「いしかわ子ども総合条例」に基づき、平成二十年四月から、全国に先駆け、従業員百人以上の企業に対し、行動計画の概要の公表について努力規定を設けているところです。

こうした中、昨年十二月に、次世代育成支援対策推進法が改正され、一般事業主行動計画の策定や公

表の義務が、平成二十三年四月から従業員百人以上の企業にまで拡大されることから、本県ではさらに一歩進んで、本年三月に、いしかわ子ども総合条例を改正し、従業員百人以上の企業に対しては、ほとんどの企業で行動計画を既に策定いただいている

一般事業主行動計画の策定・公表							
◎行動計画の策定							
従業員数	H17.4	~	H20.4	~	H23.4	H25.4	
301人以上	義務(国)	~					
100 ^(※) ~300人	努力義務(国)	~	義務(県)		義務(国)		
50~99人				積極的努力義務(県)	義務(県)		
49人~							
*次世代法は101人以上							
◎行動計画の公表							
従業員数	H17.4	~	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H25.4
301人以上	(規定なし)	~	努力規定(県)	義務(国)			
100 ^(※) ~300人				義務(県)	義務(国)		
50~99人				努力義務(国)	積極的努力義務(県)	義務(県)	
49人~			(規定なし)				
*次世代法は101人以上							

ことから、行動計画の公表を平成二十二年四月から義務付けすることとしているほか、従業員五十人以上の企業に対しても、策定及び公表を、平成二十三年四月から積極的な努力義務とし、平成二十五年四月から義務化することとしています。

一方、行動計画の質の向上を図っていただくことも大変重要です。行動計画の内容については、多岐にわたっていますが、六つぐらいの分野に類型化されます。一つは、育児休業や年次有給休暇の取得など休業・休暇に関するもの、二つ目は、ノー残業デーや在宅勤務など労働時間・場所に関するもの、三つ目は、出産祝い金の支給など経済的援助に関するもの、四つ目は、事業所内託児施設など保育施設に関するもの、五つ目は、社員への社内報による制度周知など情報提供・相談に関するもの、六つ目は、子どもの職場見学など、雇用環境の整備以外に関するものです。そして現在、一般事業主行動計画を策定している県内の約千社における計画の内容を見てみると、六つの分野をすべて計画に盛り込んでいる企業は極めて少なく、多くの企業が一つ又は二つの分野しか盛り込んでいないという状況です。このため、行動計画にできるだけ多くの分野を盛り込んでいただくよう、いしかわ子ども総合条例において、行動計画を策定するに当たっては、この六つの分野のうち、最低三つ以上の分野で取組みを行うように努めるところです。また具体的な支援として、モデル的に県内の中小企業において、専門家による重点的なコンサルティングを実施し、このモデル事業での優良事

例を、県内のほかの企業へ広く紹介したり、ワークライフバランスについて質の高い助言・指導を行うことができる専門的なコンサルタントを養成し、県に登録いただき、企業からの要請に応じ、随時派遣するなど、行動計画の質の向上にも積極的に取り組んでいるところです。

企業には、行動計画の策定が有能な人材の確保や従業員の労働意欲・生産性の向上に大きなプラス効果があるをご理解いただき、是非、負担ととらえず、前向きに取り組んでいただきたいと考えています。

(二) 企業が社会的に評価される環境づくり

企業におけるワークライフバランスの取組みを進めるには、ワークライフバランスに積極的に取り組む企業が社会的に評価される環境づくりも大切であることから、本県では、特にワークライフバランスに積極的に取り組んでいる企業を毎年知事表彰し、企業のイメージアップに努めています。また、国のある調査では、今日、学生の就職観については、男女ともに「自分の生活と仕事を両立させたい」という希望が、「プロとして仕事のスキルを磨きたい」「出世したい」などの項目を上回りトップとなっており、学生の就職に対する価値観が変化してきています。また、学生が「働きやすい環境が整っている」企業の情報を手手したいと考えている一方で、個々の企業にとっては、労働人口が減少する中で、人材確保が死活問題となっています。こうしたことから、本県では、ワークライフバランスに積極的に取り組む



企業を紹介する学生向け就職情報誌を作成・配布し、ワークライフバランスに積極的に取り組む企業を学生に対しても積極的にPRしています。

(三) ワークライフバランスに対する社会的気運の醸成

一方、有給休暇や育児休業などの制度があっても、実際には取りにくいという声も聞かれることから、

制度を利用しやすい環境づくりを進めることも大変大事な視点です。本県が、昨年実施した子育てに関する県民意識調査の結果では、ワークライフバランスに対する認知度が、「言葉も内容も知っていない」「言葉は聞いたことはあるが内容は知らない」を合わせ約三割となっています。また、仕事と家庭生活の優先度については、希望が、仕事と家庭生活ともに優先しているという結果がでており、ワークライフバランスに対する理解がまだまだ浸透していない状況がうかがえます。こうしたことから、シンポジウムの開催や、企業等の男性社員を対象とした、父親の子育てに関する意識の高揚を目的とした出前講座も実施し、ワークライフバランスの周知に積極的に努めているところです。また、地域全体、特に、職場において、子育ての大切さについて理解を深めるとともに、ワークライフバランスについて考える契機となるよう、毎月十九日を「県民育児の日」と定め、広く県民に提唱するとともに、この県民育児の日の普及促進の一環として、すべての子育て家庭が、県民育児の日に限り協力店から割引や特典等を受けることができるチャイルド・プレミアム事業の推進にも取り組むなど、ワークライフバランスに対する社会的気運の醸成に努めています。



企業や県民の皆様様のワークライフバランス実現に向けた一つひとつの取組みの積み重ねが、安心して子どもを生み育てることができるとして、社会の実現に著実につながっていくものと考えており、まずは、それぞれの家庭、職場、地域において、できることから一歩一歩、具体の行動に取り組んでいただきたいと考えています。県においても、企業における「一般事業主行動計画」の策定について、裾野の拡大と内容の充実の両面から、引き続き支援するとともに、ワークライフバランスに対する社会的気運の一層の醸成に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

四 企業による地域の子育て家庭に対する支援

これからは、社会全体で子育てを支援していくことが重要であり、企業も地域の一員として、子育て支援に積極的に取り組んでいただくことも重要です。

(一) プレミアム・パスポート事業

このため、本県では、平成十八年一月に、全国初の取組みとして、プレミアム・パスポート事業をスタートさせました。この事業は、十八歳未満の子どもが三人以上いる世帯に対して「プレミアム・パスポート」というカードを発行し、この事業に協賛する企業の店舗などで、このカードを提示するとその店舗ごとにあらかじめ設定された割引や特典が受けられる制度です。この事業は、多子世帯の経済的負担を軽減することに加えて、企業に少子化の問題を理解していただき、自ら積極的に子育て支

援に参画してもらうためのきっかけづくりになればという思いから始めたものであり、ひいては、子育てを社会全体で支えるという気運の醸成を図っていかうというものです。

(二) ふるさといしかわ子育て応援ファン

また、平成十九年三月には、プレミアム・パスポート事業による子育て支援の輪を更に広げ、社会全体で子育てを支援する仕組みへと深化させることを目的に、「ふるさといしかわ子育て応援ファン」を創設しました。このファンは、子育てを応援する地元金融機関が、子育てを応援する県民や県外で活躍する県ゆかりの個人や団体などから預金を募り、その預金の運用益の一部をプレミアム・パスポート事業の実施主体である子育てにやさしい企業推進協議会にご寄付いただき、子育て支援関係の事業に活用するものです。県内六つの金融機関において、それぞれ独自の金融商品が販売され、最終的に預金額は約二百五十億円となり、寄付金は五年間で総額約五千万円となる見込みとなっています。この事業については、石川県の発案を地元金融機関に相談させていただき、金融機関のご協力を仰ぎながら、具体的な金融商品化につながったものであり、地元金融



機関と行政の連携が地域住民を巻き込んだ子育て支援につながっていったものです。

(三) エンゼル・サポート事業

(県民参加型ふるさといしかわ子育て応援事業)

さらに、平成二十年四月から、企業と連携し、県民が気軽に子育て支援に参加できる機会を提供するエンゼル・サポート事業を創設しました。この事業は、子育て支援への寄付を目的としたサービスや商品を提供する企業を県が認定し、認定企業がとりまとめた県民からの寄付金を財団法人いしかわ子育て支援財団が受け、子育て支援事業に活用するもので、現在、認定企業四社において、ポイント交換を活用した寄付や募金箱の設置による寄付を行っていたため、一年目の二十年度は、約三百万円の寄付をいただいています。

五 おわりに

本県のこうした取組みが高く評価され、平成二十年秋には、内閣府の「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰の少子化対策担当大臣表彰をいただいたところであり、こうしたことを励みとし、今後とも、行政、地域、企業が連携し、社会全体で子育てを応援し、若者から高齢者まで世代や立場を越えて、子育てをお互いに支え合う社会づくりを推進するため、引き続き、さまざまな施策に積極的に取り組んでいきたいと考えています。